**令和３年度 医薬品等基準評価検討部会における活動内容**

資料３－１

１．審議内容

　改正ＧＭＰ省令に伴う新たな手順書モデルの作成

国内ＧＭＰの国際整合化等を目的として、ＧＭＰ省令が改正され、この改正により医薬品製造所は新たな手順書を作成する必要がある。これらの手順書は、医薬品の品質保証の向上に繋がる重要な手順書であるため、手順書モデルを作成することとした。

【背景】

＊GMP：Good Manufacturing Practice（医薬品等の製造管理及び品質管理の基準)

２．成果物の内容等について

　　資料３―２参照。今年度末に成果物を発出する予定。

1. 部会開催状況

３回開催（第１回：９月３日、第２回：１０月２２日、第３回：１２月７日）

４．部会委員（委員名簿参照）

医薬品等の製造及び製造販売に携わる者で、府内の医薬品団体より推薦を受けた者。

|  |  |
| --- | --- |
| 氏 名 | 職　　名 |
| （★） | 関西医薬品協会 品質委員会委員 |
|  | 関西医薬品協会 医薬品安全性研究会副委員長 |
|  | 大阪家庭薬協会　薬事委員会　品質部会　部会長 |
|  | 大阪生薬協会　技術部会副部会長 |
|  | 大阪家庭薬協会　薬事委員会委員 |
|  | 大阪製薬企業会 |
|  | 日本ジェネリック製薬協会　安全性委員会運営幹事 |
|  | 大阪府家庭薬工業協同組合 |

　（★）部会長